

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年12月13日（令和5年（行個）諮問第282号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（行個）答申第134号）

事件名：本人の離職理由判定において、特定公共職業安定所が、離職理由を変更した経過が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人の離職理由判定において、特定公共職業安定所が、離職理由を24から31に変更した経過が分かる文書一式」（別表2の2欄に掲げる7文書。以下、順に「文書1」ないし「文書7」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月12日付け滋労発案0912第1号により滋賀労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

黒塗りばかりで、一体全体、何が本当の理由で私の離職理由はパワハラ・退職勧奨・排斥・雇い止め、実質的な解雇ではなくて、会社都合相当と判定されたものなのか、具体的に明確に正確に理路整然と分かりませんので、納得していません。

納得出来るものとは程遠く、異議があります。

私は事業主の特定法人特定院長からのパワハラ・退職勧奨・排斥・雇い止め、実質的な解雇であったと思っています。

従って、全部開示を早急に対応して頂きます様、何卒宜しくお願い申し上げます。（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和5年8月16日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有

個人情報に係る開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が令和5年9月12日付け滋労発安0912第1号により原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同月20日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分で不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

- (2) 不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報の不開示部分には、特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した確認請求に係る離職票の発行の経緯及び経緯に関する参考情報から把握できる内容が記載されている。

仮に、これらの情報が開示されることとなれば、事業所が確認請求に係る離職票の発行に関する率直な主張を行いくくなることにより、事業所からの離職票発行に関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害され、公共職業安定所から事業所に対する適切な指導が困難となるなど、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該情報については、法78条1項7号柱書きに該当することから、不開示とすることが妥当である。

- (3) 新たに開示する部分について

別表1の4欄の「新たに開示する部分」欄に記載する部分については、法78条1項各号に掲げる不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

- (4) 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求の理由として、原処分が「黒塗りばかりで、一体全体、何が本当の理由で私の離職理由はパワハラ・退職勧奨・排斥・雇い止め、実質的な解雇ではなくて、会社都合相当と判定されたものなのか、具体的に明確に正確に理路整然と分からないため」と主張しているが、法76条に基づく開示請求に対しては、法78条1項各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のことから、本件審査請求については、原処分において不開示とし

た部分のうち、上記３（３）で開示することとした部分については新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和５年１２月１３日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和６年１月１１日 審議
- ④ 同年１１月８日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月１８日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法７８条１項７号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、一部（別表１の４欄に掲げる部分）を新たに開示することとするが、その余の部分（別表２の４欄に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）については、不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分について（別表２の６欄に掲げる部分）

文書１の１頁の別表２の６欄に掲げる部分は、離職理由を判断する際の検討経緯等が記載されている。

当該部分は、事務を行う上での一般的な内容が記載されているものと認められ、これを開示しても、事業所からの離職票発行に関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害され、公共職業安定所が行う離職票発行の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法７８条１項７号柱書きに該当せず、開示すべきである。

（２）その余の部分について

文書１、文書２、文書３、文書５及び文書６の別表２の４欄に掲げる不開示維持部分（上記（１）の部分を除く部分）は、特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した確認請求に係る離職票の発行の経緯及び当該経緯に関する参考情報から把握できる内容のうち、審査請求人にとって既知の情報を除いたものである。

これを開示すると、事業所が確認請求に係る離職票の発行に関する率直な主張を行いにくくなることなどにより、事業所からの離職票発行に

関する正確かつ詳細な情報の収集が阻害され、公共職業安定所が行う離職票発行の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表 2 の 6 欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 1 諮問庁が新たに開示することとしている部分

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 頁	4 諮問庁が新たに開示する部分
文 書 1	求人にかかる離職理由について	1	・ 4 行目から 5 行目まで ・ 8 行目から 1 6 行目 1 文字目から 9 文字目まで ・ 2 5 行目から 2 7 行目 3 7 文字目まで ・ 2 9 行目から 3 0 行目 2 8 文字目まで ・ 3 2 行目から 3 4 行目まで
		2	・ 2 行目から 1 3 行目まで ・ 4 行目 1 文字目から 1 4 文字目まで及び 3 0 文字目から 3 8 文字目まで ・ 1 6 行目 2 0 文字目から 3 9 文字目まで ・ 1 7 行目から 3 3 行目 3 8 文字目まで
文 書 2	疑義照会とその回答（休職期間満了による退職の離職区分について）	3	・ 「疑義内容」欄 2 行目から 1 2 行目まで ・ 「労働局の考え方」欄 1 行目から 3 行目まで，4 行目 1 5 文字目から 6 8 文字目まで，5 行目から 9 行目まで，1 0 行目 1 文字目から 3 2 文字目まで及び 5 0 文字目から 5 6 文字目まで ・ 「本省からの回答」欄 1 行目から 3 行目 ・ 本省担当者欄
文 書 3	補正依頼連絡票（整理（発議）番号 X）	4	・ <具体的補正内容記載欄（離職票交付の安定所）> 枠内 3 行目 4 0 文字目から 4 7 文字目まで，4 行目 5 9 文字目から 6 7 文字目まで，5 行目 6 6 文字目から 7 5 文字目まで，6 行目 2 8 文字目から 3 4 文字目まで
		5	・ <具体的補正内容記載欄（離職票交付の安定所）> 枠内の 2 行目 1 文字目から 3 9 文字目まで，7 0 文字目から 7 9 文字目まで，3 行目 ・ 同枠内手書き部分 3 行目 5 文字目から 7 文字目まで，4 行目 1 6 文字目から 2 0 文字目まで及び 3 4 文字目から 3 7 文字目まで，5 行目，7 行目 2 1 文字目から 2 4 文字目まで，8 行目 1 文字目，6 文字目から 9 文字目まで
		6	・ <具体的補正内容記載欄（離職票交付の安定所）> 枠内 2 行目 5 5 文字目から 6 2 文字目まで ・ 同枠外手書き部分 5 文字目 ・ 同枠内手書部分すべて
文 書 4	補正依頼連絡票（整理（発議）番号 Y）	7	なし （原処分で全部開示）

文 書 5	補正別紙（整理 （発議）番号 Y）	8	・ 3行目から4行目まで ・ 5行目1文字目から4文字目まで及び22文字目から41文字目まで ・ 6行目から7行目まで ・ 8行目1文字目から20文字目まで及び33文字目から42文字目まで ・ 9行目 ・ 10行目1文字目から34文字目まで ・ 11行目4文字目から42文字目まで ・ 12行目1文字目から17文字目まで ・ 13行目20文字目から28文字目まで ・ 14行目1文字目から5文字目まで ・ 18行目 ・ 19行目3文字目から7文字目まで ・ 20行目15文字目から19文字目まで ・ 21行目15文字目から19文字目まで ・ 23行目10文字目から14文字目まで ・ 26行目20文字目から23文字目まで及び35文字目から40文字目まで ・ 27行目1文字目から2文字目まで及び39文字目から40文字目まで ・ 28行目1文字目から8文字目まで ・ 30行目14文字目から21文字目まで ・ 31行目26文字目から27文字目まで ・ 33行目1文字目から18文字目まで及び21文字目から22文字目まで ・ 34行目22文字目から25文字目まで （行数は手書き部分を除く）
		9	・ 4行目10文字目から11文字目及び28文字目33文字目 ・ 5行目 ・ 8行目30文字目から33文字目 ・ 9行目5文字目12文字目 （行数は手書き部分を除く）
文 書 6	補正回答の補足	10	・ 3行目 ・ 4行目1文字目から20文字目まで及び23文字目から26文字目まで ・ 7行目7文字目から11文字目まで及び14文字目から12文字目まで ・ 9行目8文字目から36文字目まで ・ 10行目20文字目から26文字目まで ・ 11行目10文字目から26文字目まで ・ 12行目9文字目から40文字目まで ・ 13行目1文字目から10文字目まで及び13

			文字目から４１文字目まで ・１４行目から１６行目まで ・１７行目１文字目から３７文字目まで及び４０文字目から４１文字目まで ・１８行目 ・１９行目１文字目から８文字目，１１文字目から２８文字目まで及び３１文字目から３９文字目まで ・２０行目１１文字目から３６文字目及び３９文字目から４１文字目まで ・２１行目１文字目から４文字目及び２６文字目から３７文字目まで ・２２行目 ・２３行目１文字目から１９文字目まで及び２２文字目から４０文字目まで ・２４行目から２５行目まで ・２６行目１文字目から３６文字目まで及び３９文字目から４１文字目まで ・２７行目から２９行目まで ・３０行目１文字目から１４文字目まで及び１７文字目から４０文字目まで ・３１行目から３４行目まで
文 書 7	離職理由（異議） 申立書及び添付資料	1	原処分における不開示部分すべて
		1	
		1 2 ～ 1 7 0	なし (原処分で全部開示)

別表２ 不開示情報該当性

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 頁	4 不 開 示 を 維 持 す る 部 分	5 法 7 8 条 1 項 各 号 該 当 性	6 開 示 す べ き 部 分
文 書 1	求人にか かる離職 理由につ いて	1	・２８行目１０文字目か ら３４文字目まで	7号柱 書き	２８行目１０文字 目ないし最終文字
		2	—	—	—

文書 2	疑義照会 とその回 答（休職 期間満了 による退 職の離職 区分につ いて）	3	・本省内線欄	7号柱 書き	—
文書 3	補正依頼 連絡票 （整理 （発議） 番号X）	4	・＜具体的補正内容記載 欄（離職票交付の安定 所）＞枠内3行目8文字 目から39文字目まで ・同枠内の4行目1文 字目から69文字目ま で ・同枠内の5行目1文 字目から5文字目まで ・同枠内の6行目1行 目から27文字目まで	7号柱 書き	—
		5	・＜具体的補正内容記載 欄（離職票交付の安定 所）＞枠内の2行目40 文字目から69文字目ま で ・手書き部分の1行目か ら2行目 ・手書き部分の3行目1 文字目から4文字目 ・手書き部分の4行目1 文字目から15文字目ま で、21文字目から33 文字目まで ・手書き部分の6行目1 文字目から22文字目ま で ・手書き部分の7行目2 文字目から5文字目まで	7号柱 書き	—
		6	・＜具体的補正内容記載 欄（離職票交付の安定 所）＞枠内の2行目13 文字目から54文字目ま	7号柱 書き	—

			で ・同枠外の手書き部分 1 文字目から 4 文字目		
文 書 4	補正依頼 連絡票 (整理 (発議) 番 Y)	7	—	—	—
文 書 5	補正別紙 (整理 (発議) 番号 Y)	8	・ 5 行目 5 文字目から 2 1 文字目まで ・ 8 行目 2 1 文字目から 3 2 文字目まで ・ 1 0 行目 3 5 文字から 最終文字 ・ 1 1 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 1 2 行目から 1 8 文字 目から 1 3 行目 1 9 文字 目まで ・ 1 4 行目 7 文字目から 1 7 行目 5 文字目まで ・ 1 9 行目 1 文字目, 2 文字目 ・ 1 9 行目 8 文字目から 2 0 行目 1 4 文字目まで ・ 2 0 行目 1 9 文字目か ら 2 1 行目 1 4 文字目ま で ・ 2 1 行目 2 0 文字目か ら 2 3 行目 9 文字目まで ・ 2 5 行目 1 文字目から 2 6 行目 1 9 文字目まで ・ 2 6 行目 2 4 文字目か ら 3 4 文字目まで ・ 2 7 行目 3 文字目から 3 8 文字目まで ・ 2 8 行目 9 文字目から 3 0 行目 1 3 文字目まで ・ 3 0 行目 2 2 文字目か ら 3 1 行目 2 5 文字目ま で ・ 3 2 行目 1 9 文字, 2 0 文字目	7 号柱 書き	—

			・ 3 2 行目 2 3 文字目から 3 3 行目 2 1 文字目まで ・ 3 3 行目 2 6 文字から 4 0 文字目まで		
		9	・ 1 行目から 3 行目 ・ 4 行目 1 文字目から 9 文字目, 1 2 文字目から 2 7 文字目まで ・ 6 行目, 7 行目 ・ 8 行目 1 文字目から 2 9 文字目まで ・ 8 行目 3 4 文字目から 9 行目 4 文字目まで	7 号柱 書き	—
文 書 6	補正回答 の補足	1 0	・ 2 行目 ・ 4 行目 2 1 文字目, 2 2 文字目 ・ 4 行目 2 7 文字目から 7 行目 6 文字目 ・ 7 行目 1 2 文字目, 1 3 文字目, ・ 7 行目 2 3 文字目から 9 行目 7 文字目まで ・ 9 行目 3 6 文字目から 1 0 行目 1 9 文字目 ・ 1 0 行目 2 7 文字目から 1 1 行目 9 文字目 ・ 1 1 行目 2 8 文字目から 1 2 行目 8 文字目まで ・ 1 3 行目 1 1 文字目, 1 2 文字目 ・ 1 7 行目 3 8 文字目, 3 9 文字目 ・ 1 9 行目 9 文字目, 1 0 文字目, 2 9 文字目, 3 0 文字目 ・ 1 9 行目 4 0 文字目から 2 0 行目 1 0 文字目まで ・ 2 0 行目 3 7 文字目, 3 8 文字目 ・ 2 1 行 5 文字目から 2 5 文字目まで	7 号柱 書き	—

文 書 7	離職理由 (異議) 申立書及 び添付資 料	1 1	—	—	—
		1 2 ～ 1 7 0	—	—	—